

前田育徳会尊經閣文庫所蔵別符文書の紹介

—「正応六年四月廿一日付関東下知状」について—

武井 尚

当館では展示史料の充実を図るために毎年中世文書を中心にレプリカを作製している。平成九年度は前田育徳会尊經閣文庫の「正応六年（一二九三）四月廿一日付関東下知状」のレプリカを作製した。この文書は散佚した別符文書のなかの一点で、近年その所在が明らかにされたものである。このため、『新編埼玉県史』資料編五中世古文書一（一九八二年—昭和五十七年三月刊、以下『県史』と略す）、『鎌倉遺文』ともに未収録である。

別符文書は武藏国幡羅郡別符郷（現在の熊谷市東別府・西別府）の開発領主別符氏で、鎌倉時代初期に東西の二家に分かれ、東別符郷を領した東別符氏の文書群である。

別符文書は、『県史』には三十七点が収録されている。その文書の中核をなす部分は、別符氏の後裔である静岡県静岡市在住の別符潔氏が所蔵しているもので、二十点の原文書である⁽¹⁾。そのほかの十七点の文書は別符家から散佚したもので、現存を確認できた原文

書は三点、そのほかは東京大学史料編纂所蔵影写本や古文書集などに所収されている写であった。その後、別符文書は写三点のほか今回レプリカ作製をした文書一点、計四点の所在が確認され、総計四十一点となつた。その目録は別表のとおりである。⁽²⁾

さて、これから紹介する尊經閣文庫所蔵の別符文書は「編年雜纂」（八四一）という巻子装の文書八点の中の一点で、その巻首に收められている。この八点は次の通りである。

- 1 正応六年四月廿一日 関東下知状（別符兵衛太郎充）
- 2 十一月廿五日 鎌倉公方足利氏満書状（遍正院僧正充）
- 3 応永八年二月十一日 鎌倉公方足利満兼御判御教書（八幡宮両房供僧大進法印充）

当充

4 応永廿八年九月五日 鎌倉公方足利持氏御判御教書（鶴岡別

5 永享五年九月廿日 鎌倉公方足利持氏御判御教書（若宮別当充）

6 応安三年十二月廿二日 室町將軍家御教書（当寺—美濃安国寺—長老充）

7 至徳二年十一月十六日 前上野介某奉書（田野遍一揆充）

8 長享三年七月六日 細川政元安堵状（廬山寺栖賢庵充）

この八点については、2～5にかけて鎌倉関係、特に鶴岡八幡宮文書が3～5の三点まとまっているのが目立つものであるが、1の別符文書とは全く関係のない構成で、強いていえば、1～5に東国關係を編年してあることが指摘できよう。
さて、次に1の別符文書について紹介したい。写真は口絵を参照されたい。

可令早別符兵衛太郎 法師□□
領知武藏國古別符安枝内知□
(名記) 古別符

分事、

右、如元可致沙汰之状、依仰下知
如件、

正応六年四月廿一日

北条宣時花押
北条貞時花押
相模守平朝臣（花押）

前田育徳会尊経閣文庫所蔵別符文書の紹介（武井）

この文書は豎三十一・六センチメートル、横四十・七センチメートル、堅・横ともに裁断されている。下部は文字・花押の部分が破損しており、一行目の「法師」の下に続く法名と思われる文字（二字分カ、上の文字はわずかにその存在を確認できる程度）、二行目の「知」下半部以下「知行」と思われる文字が消失している。四行目は「知」の旁が消失、花押は北条宣時の下半部、北条貞時の最下部がそれぞれ消失している。二行目と四行目の「知」及び北条宣時の花押は墨色が著しく異なってところがあるが、これは消失部を補筆したためであり、その補筆は本紙ではなく裏打紙にしてある。貼紙は比較的新しいものと思われ、近代の可能性がある。

内容は鎌倉幕府が別符兵衛太郎の古別符安枝名内知行分を安堵したものである。「東別符系図」・「別符系図」によれば、兵衛太郎は行宗にあたり、法名は宗智である。行宗が先代行忠から所領別符郷并に中里村を譲与されたのは、「東別符系図」によると文永三年（一二六六）二月十八日のことで（この譲状は伝存しない）、行宗が子の幸時に同所領を譲与したのは弘安十年（一二八七）十一月廿七日であり、この譲状は「集古文書」十二に所収されている（『県史』一四三）。つまり、幕府が正応六年（一二九三）に安堵したのは文永三年の行忠から行宗への譲与に対してもあり、幕府の安堵以前の弘安十年には行宗は子の幸時に所領を譲与していたことになる。

ところで、この文書が尊経閣文庫に入った時期について、同文庫の菊地紳一氏は前田綱紀（加賀藩主第五代、古文献・古記録を収集

番号	県史番号	年(西暦)月日	文書名	出典	備考
35		応永31(1424).7.5	鎌倉公方足利持氏御判御教書写	諸家文書纂13	
⑥	770	正長2(1429).12.8	鎌倉公方足利持氏御判御教書	別符潔氏所蔵文書	駿河史料79-17・史料別符17
37	772	永享2(1430).6.11	別符幸忠議状写	集古文書12	
⑧	952	[享徳16(1467)].11.15	古河公方足利成氏感狀	別符潔氏所蔵文書	史料別符18
39		[応仁2(1468)].10.11	古河公方足利成氏感狀	駿河史料79-18	
40	998	[文明11(1479)].閏9.24	古河公方足利成氏書狀	別符潔氏所蔵文書	史料別符19
41	999	[文明11(1479)カ].7.19	簗田成助書狀	別符潔氏所蔵文書	史料別符20

凡例

- 1 番号を○で囲んであるものは、当館でレプリカ作製済の文書である。
- 2 県史番号は『新編埼玉県史』資料編中世1古文書1所収文書の番号である。
- 3 出典は『新編埼玉県史』資料編中世1古文書1に収載したときに底本としたものをいう。
- 4 備考欄には出典としたもの以外で写本などがある場合に記した。
- 5 出典・備考欄の文書名等の現蔵者は次のとおりである。

雨森善四郎氏所蔵文書	東京大学史料編纂所架蔵影写本NO.3071.62-79
光西寺松井家文書	川越市小仙波 光西寺保管
弘文荘古文書目録第44号	昭和44年刊行
古今消息集	国立公文書館内閣文庫架蔵NO.159-236
斎藤勝郎氏所蔵文書	東京大学史料編纂所架蔵影写本NO.3071.36-155
佐藤行信氏所蔵文書	東京大学史料編纂所架蔵影写本NO.3071.37-37
集古文書	国立国会図書館所蔵架蔵NO.123-35
諸家文書纂	国立公文書館内閣文庫架蔵NO.159-223
史料別符(別符文書)	東京大学史料編纂所架蔵影写本NO.3071.54-98.
駿河史料	東京大学史料編纂所架蔵謄写本NO.4151.54-20
関城書考	東京大学史料編纂所架蔵謄写本NO.2040.4-13
後鑑	新訂増補国史大系
別符潔氏所蔵文書	静岡県静岡市大谷 別符潔氏現蔵
保阪潤治氏所蔵文書	東京大学史料編纂所架蔵影写本NO.3071.41-6

し尊経閣文庫の基礎を築く、寛永二十一—一六四三—享保九—一七二四）の代ではないかといわれる。先の八点の文書のなかには4のよう、「松雲公採集遺編類纂」（松雲公は綱紀の号）に写しが所収されているものがあることから⁽⁴⁾、その可能性は十分考えられよう。

おわりにあたって、尊経閣文庫所蔵の「編年雑纂」に「正応六年四月廿一日付関東下知状」があることについて、貴重な情報を提供された蕨市立歴史民俗資料館の小堀博氏、レプリカ作製にあたつてお世話になつた同文庫の菊地紳一氏に感謝申し上げる次第である。

註

- (1) 別符文書は昭和四十一年（一九六六）、静岡市本通り六丁目西敬寺副住職二十五世別符潔氏が『指定文化財静岡市別符家文書』附西敬寺文書目録・同法寶物・宝物目録を付して刊行された。この書には同家に現存の二十点の中世文書のほかに、系図が収められている。
- (2) 別符文書四十一点は、厳密にいえば、すべてが別符氏の家伝文書であるとはいえない。目録番号4・7・11は私党西条氏の文書である。西条氏は埼玉郡西条郷（行田市斎条）を本領とする。
- (3) いずれも別符潔氏所蔵で、『県史』別編四年表・系図に掲載されている。
- (4) 『神奈川県史』資料編三古代中世三上 五六三五号

（参考に『県史』未収録の文書を二点掲出しておきたい。各番号は別表別符文書目録の文書番号である）

三一 千坂前越前守某禁制写

禁制

武藏国幡羅郡東別符尾張太郎知行分萱野事、

右、於彼野甲乙仁令乱入不可苟取條、堅所制止也、若猶有違犯輩可被处罚科之状如件、

応永廿七年八月 日

前越前守（花押影）

三五 鎌倉公方足利持氏御判御教書写

武藏国別符郷内玉井寺古田和尚・玉井田中次郎等押領地事、如元所還補也者、早守先例、可致沙汰之状如件、

応永卅一年七月五日

別符刑部丞殿

（花押影）

三九 吉河公方足利成氏感状写

去八日、於上州毛呂島致合戦、励戦功之由聞候、弥可抽忠節候、謹言、

十月十一日

別符（足利）三河守殿

成氏（花押影）